

変更届出書添付書類一覧表

変更内容			登記事項証明書 (商登記簿本) (履歴事項全部証明書) (法人のみ)	誓約書 (欠格要件に該当しないことの誓約)	誓約書 (専任の宅地建物取引士の常勤の誓約)	専任の宅地建物取引士設置証明書	宅地建物取引士証のコピー	事務所を使用する権原に関する書面	事務所所在地略図	事務所写真	営業保証金 (又は弁済業務保証金) 供託済届出書	略歴書 ※添付書類(3)	略歴書 (専任の宅地建物取引士等) ※添付書類(8)	代表者等の連絡先に関する調書	戸籍抄本	身分証明書 (外国籍の場合は住民票抄本)	登記されていないことの証明書	免許証書換え交付申請書
			届出書にとじないで1部提出。															
商号又は名称			○															○
事務所	主たる事務所の変更		□					○										○
	従たる事務所	新設	■					○		○								
		変更	■					○										
		廃止	■															
異動	代表者		○	○								△		△			△	○
	役員	新任	○	○								△		△			△	
		退任	○															
	政令使用人	新任		○								△		△			△	
		事務所間異動		○														
		退任																
	宅建士 専任の	新任				○							▲ いずれか一つを作成				△	
		事務所間異動				○												
		退任																
改姓名	代表者		○															○
	役員		○															
	政令使用人														○			
	専任の宅建士						○											

- 注) 1 △印は、今回の就任時点で同一の宅建業者の代表者・役員・政令使用人・専任の宅建士のいずれかである場合は省略可。
- 2 ▲印は、いずれか一つを作成。今回の就任時点で同一の宅建業者の代表者・役員・政令使用人・専任の宅建士のいずれかである場合は省略可。
- ・同一の宅建業者の代表者・役員・政令使用人と専任の宅建士を兼ねる場合は、添付書類(3)略歴書を提出
 - ・専任の宅建士が同一の宅建業者の代表者・役員・政令使用人を兼ねていない場合は、添付書類(8)略歴書(専任の宅地建物取引士等)を提出
- 3 □印は、住居表示の変更による場合は、
- ・法人は、変更済みの登記事項証明書を提出
 - ・個人は、市町の証明・通知書を提出(自宅が事務所の場合、住民票抄本でも可)
- 4 ■印は、従たる事務所を支店登記していない場合は不要。
- 5 住民票抄本(外国籍の場合)は、通称・国籍・在留カード番号・備考欄が省略されていないものを提出。
- 6 「事務所の写真」は、外部写真(事務所の入る建物の外観写真)と内部写真(事務所内部がわかる写真、固定電話の位置がわかるもの)。インスタント(ポラロイド)写真、不鮮明なものは不可。外部写真には「事務所の看板」、内部写真には「宅地建物取引業者票」と「報酬額表」が文字の読める状態で写っていること。(1枚で対応できない場合は別途撮影する。)

- 7 「営業保証金供託済届出書」には、供託書の写し（事務所新設による追加供託分）を添付。保証協会加入業者の場合は「弁済業務保証金供託済届出書」（保証協会発行、事務所新設分）を提出。
- 8 身分証明書（外国籍の場合は住民票抄本）、登記されていない証明書は発行から3か月以内のものを提出。
提出日の3か月前以内に氏名、本籍等に変更があった場合は変更後のものを提出。
電子的な証明書は利用できません。
- 9 新たに代表者、役員、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士に就任した者については、身分証明書記載の氏名・本籍を基に欠格要件の有無について調査を行うため、届出書提出後、氏名・本籍に変更があった場合は、変更後の氏名・本籍がわかる書類（戸籍抄本等）の提出を求めることがある。